

140 法学士高橋一勝へ訴訟手續講義囑託に付届案

〔明治十五年九月十四日〕

総理 (加藤弘之)  
(花押)

庶務課 (坪内教之助)  
(市川寛繁)

同心得

同補助

幹事 (服部一三)  
(花押)

(朱書)  
〔甲第七百二十九号〕

1) (注) 法学士高橋一勝エ訴訟手續講義囑託御届左案ニ而可然哉  
(朱書)  
(籍族) 埼玉県土族法学士高橋一勝エ本月より来十六年七月マテ  
(朱書)  
法学生エ訴訟手續講義之為メ該学部(准)講師之任を囑シ右期限  
(抹消)  
内ニ金五拾円報酬として贈付候旨(相達シ)〔通知致〕候条此段及  
(朱書)  
御届候也

明治十五年九月十四日 東京大学総理 加藤弘之

文部卿 福岡孝弟殿

(欄外注記)  
〔届済〕

『文部省往復附学位授与式関係書類』  
明治十五年分五冊ノ内戊号、㊦ A 47